

京都府地域職業能力開発促進協議会設置要綱（案）

1 名称

協議会の名称は、「京都府地域職業能力開発促進協議会」とする。

2 目的

京都労働局及び京都府は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、京都府の区域において、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- (1) ~~同法職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業求職者支援訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定のを促進及びするとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。~~
- (2) ~~雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等~~

3 構成員

(1) 協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

① 学識経験者

大学教授等で地域の職業能力形成分野に精通している者

② 事業主団体

一般社団法人京都経営者協会

京都商工会議所

京都府中小企業団体中央会

京都府商工会連合会

③ 労働者団体

日本労働組合総連合会京都府連合会

④ 教育・教育訓練機関等

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部

一般社団法人京都府専修学校各種学校協会

京都府職業能力開発協会

一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会の推薦する団体

リカレント教育を実施する大学等

⑤ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体

⑥ 京都労働局

⑦ 京都府

(2) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4 任期

委員の任期は委嘱日から翌年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

5 会長

- (1) 協議会に会長を置き、構成員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。

6 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

7 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。
- (6) ~~(5)~~ その他必要な事項に関すること。

8 ワーキンググループ

- (1) 協議会の下に「ワーキンググループ」を置く。「ワーキンググループ」は適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることを目的とする。
- (2) 上記「ワーキンググループ」の構成は、京都労働局、京都府、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とし、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

9 事務局

協議会事務局は、京都労働局職業安定部に置く。

10 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、別に協議会において申し合わせた場合を除き公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密をもらしてはならない。

(3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

この要綱は、令和6年3月7日付けで改正する。